

カウンセリング(意思決定支援)料について

NO	質問内容	回答
1	カウンセリング料を申請する場合、初診料は含まれるのか。	初診料も助成対象です。
2	カウンセリングを実施したが、カウンセリング料の支払いはなく、初診料のみ支払った。申請することはできるか。	初診料も助成対象としているため、初診料のみでの申請も可能です。
3	カウンセリングをした結果、妊よう性温存治療を実施することになった。横浜市への申請は可能か。	妊よう性温存治療を実施する場合は、「都道府県の妊孕性温存治療費等助成事業」の対象となるため横浜市では助成対象外です。
4	複数の施設でカウンセリングを受けた場合、1回の申請で複数の施設での支払分を申請することはできるのか。	助成金の交付は、1人1回までとなります。指定医療機関でのカウンセリングであれば合算して申請することも可能ですが、助成上限額に変更はありません。また、申請するすべての施設の医師の証明書(2号様式)はそれぞれ必要となります。
5	横浜市内の指定医療機関から他自治体の施設を紹介されカウンセリングを受けた。その場合、横浜市へ申請は可能か。	施設所在の都道府県における指定医療機関でのカウンセリングであれば、申請可能です。
6	他自治体でカウンセリングを受けた後、横浜市へ転居した。他自治体では、カウンセリング料の助成を受けていない。横浜市への申請は可能か。	申請日において横浜市内に住所を有する方で、施設所在の都道府県における指定医療機関でのカウンセリングであれば、申請可能です。ただし、令和6年4月1日以降に受けたカウンセリングが対象となります。カウンセリング終了日の翌日から1年以内に申請してください。
7	カウンセリングを複数日にわたって行った場合、いつの年齢が43歳未満であれば申請可能か。	初回の意思決定支援実施日(カウンセリング実施日)です。
8	対象となる原疾患(がん等)の治療とはなにか。	①～④いずれかの治療となります。 ①「小児、AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(一般社団法人日本癌治療学会)の妊よう性低下リスク分類に示された治療 ②長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん(ホルモン療法)等 ③造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等 ④アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
9	数年前からがん治療を行っているが、横浜市がカウンセリングの助成事業を開始したため、カウンセリングを受け、助成金の申請をしたいが可能か。	令和6年4月1日以降にカウンセリングを受けた方であれば、助成の対象です。
10	カウンセリング料のみの支払いで上限の1万円を超えた。医師の証明書(第2号様式)の文書作成料は、申請しなくてもいいか。	カウンセリングに要する費用の額がわかる領収書と診療報酬書のみ添付し、申請していただいても構いませんが、医師の証明書(第2号様式)の添付は必要です。